

滑川市感震ブレーカー設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、滑川市補助金等交付規則（昭和38年滑川市規則第10号）第21条の規定に基づき、滑川市感震ブレーカー設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や停電復旧時に起こる火災の発生を防止し、災害に強いまちづくりを推進するため、感震ブレーカー設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー 地震発生時に電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 分電盤タイプ（内蔵型） 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格に適合する構造及び機能を有する内蔵型のもの

イ 分電盤タイプ（後付型） 一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格に適合する構造及び機能を有する後付型のもの

ウ 簡易タイプ（コンセント式） センサーが揺れを感じし、疑似漏電により漏電ブレーカーを作動させ電気を遮断するものであって、一般財団法人日本消防設備安全センターによる推奨を受けたもの

エ 簡易タイプ（おもり玉・バネ・電池式） おもりの落下やバネの作動によりブレーカーを落として電気を遮断するものであって、一般財団法人日本消防設備安全センターによる推奨を受けたもの

(2) 住宅等 住宅又は併用住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものをいう。）をいう（それぞれ賃貸住宅を含む。）。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に住所を有する者であって、その居住する市内の住宅等に感震ブレーカーを設置しようとするもの

- (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 滑川市暴力団排除条例（平成24年滑川市条例第1号）第2条に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でない者
- 2 前項の規定にかかわらず、既にこの要綱により分電盤タイプの設置に係る補助金の交付を受けた者及び当該者と同一世帯に属するものは、補助対象外とする。
- （補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、感震ブレーカーを設置するための次に掲げる費用とする。

- (1) 感震ブレーカーの購入費
 - (2) 感震ブレーカーの設置工事費（既存設備の修繕、撤去、移設及び処分に要する費用を除く。）
- 2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、次の表の左欄に掲げる感震ブレーカーの区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度額とする。

区分	補助限度額
分電盤タイプ（内蔵型）	25,000円
分電盤タイプ（後付型）	10,000円
簡易タイプ（コンセント式）	10,000円
簡易タイプ（おもり玉・バネ・電池式）	2,500円

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、感震ブレーカーを購入又は設置する前に、滑川市感震ブレーカー設置事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーを設置しようとする住宅等が市内に存することを確認できる書類
 - (2) 感震ブレーカーの設置予定場所が確認できる写真
 - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (4) 設置しようとする感震ブレーカーの形状及び規格が確認できる書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

(変更、中止の承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ滑川市感震ブレーカー設置事業変更（中止）承認申請書（様式第2号）に、変更又は中止の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更、中止の承認)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、補助事業の変更（中止）の承認を決定し、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、事業完了の日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の実施年度の3月末日のいずれか早い日までに、滑川市感震ブレーカー設置事業補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの設置後の写真
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第11条 市長は、前条の実績報告書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付決定者に通知するとともに当該通知の内容に基づき、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。